

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定の締結について

1 要旨・目的

災害時における応急仮設住宅の建設について、令和6年2月8日に木造応急仮設住宅を専門とする団体と協定を締結し、建設型応急住宅を迅速に提供する体制の強化を図った。

2 現状・背景

災害救助法に定める災害が発生した場合、県は住宅を失った被災者に対し、民間賃貸住宅の借上げ又は仮設住宅の建設により、応急仮設住宅の供与を行うこととしており、建設型応急住宅については、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結している。

3 概要

(1) 協定締結の相手方

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

(2) 協定内容

災害救助法に基づき、県からの要請に応じて、応急仮設住宅の建設を行う。

4 その他

(1) 協定締結団体の沿革等

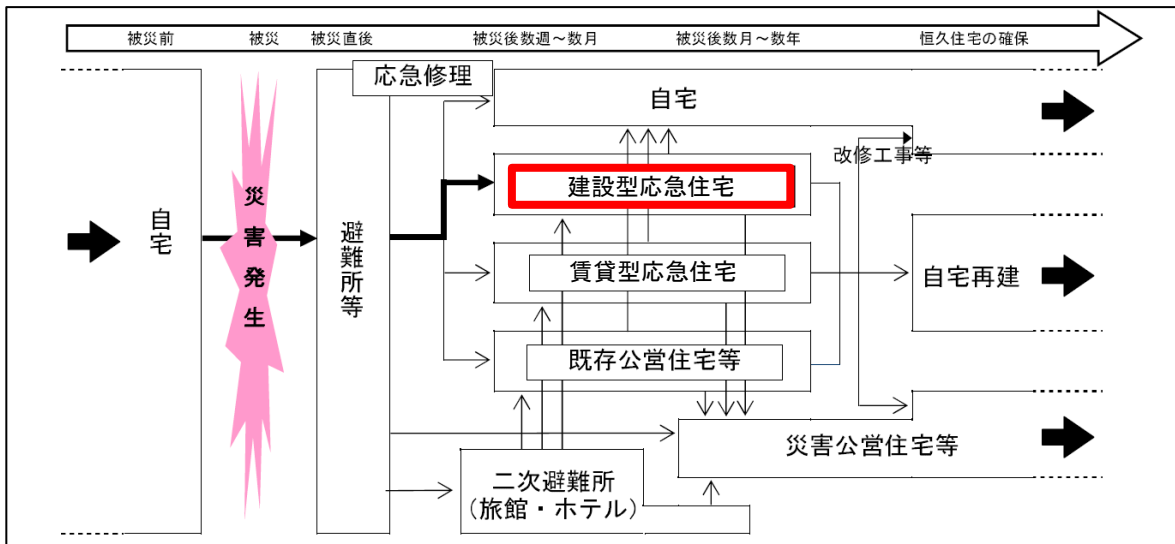
- ・昭和61年4月1日に建設省認可の公益法人として設立（本部：東京都港区）
- ・平成25年に一般社団法人に移行し、令和4年9月5日に中国支部を設立
- ・東日本大震災では宮城県等3県で1,596戸の木造応急仮設住宅を建設
- ・応急仮設住宅の建設に係る協定を26都道府県と締結済（令和6年5月17日時点）

(2) 応急仮設住宅の供与

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。住家が全半壊等し、居住する住家がない者に提供する。民間賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」と建設して供与する「建設型応急住宅」がある。供与する際は、賃貸型応急住宅を優先し、被害の規模や地域の状況等により必要に応じて建設型応急住宅の建設を行う。

建設型応急住宅は、平成30年7月豪雨災害において、6団地209戸を建設した。

【災害時の住宅応急対策の全体概略図】



【参考】一般社団法人 日本木造住宅産業協会 概要

(1) 設立

昭和 61 年 4 月 1 日

(2) 代表者

会長 市川 晃

(3) 所在地

東京都港区六本木一丁目 7-27 全特六本木ビル WEST 棟 2 階

(4) 協力会員企業

656 社（建設 482 社、資材・設備 69 社、設計事務所 36 社、賛助会員 69 社）

(5) (一社) 日本木造住宅産業協会による建設型応急住宅の事例

災害名	発生年月	建設地	建設戸数
東日本大震災	平成 23 年 3 月	岩手県	94 戸
		宮城県	1,252 戸
		福島県	250 戸
合 計			1,596 戸

(6) (一社) 日本木造住宅産業協会中国支部 役員

役職	代表者氏名	会社名	代表者役職名
支部長	堀川 智子	中国木材 (株)	代表取締役会長
副支部長	窪田 健太郎	ライフデザイン・カバヤ (株)	取締役社長
幹事	渡部 智司	(株) いちい	代表取締役
同	道下 幸治	(株) 道下工務店	代表取締役
同	中島 浩一郎	銘建工業 (株)	代表取締役社長
同	櫻井 哲典	住友林業 (株) 広島支店	支店長